

総務委員会資料

平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第161号 川崎市事務分掌条例の一部を改正する 条例の制定について

資料1 平成28年度 局再編の概要

資料2 新旧対照表

参考資料 主な組織整備について

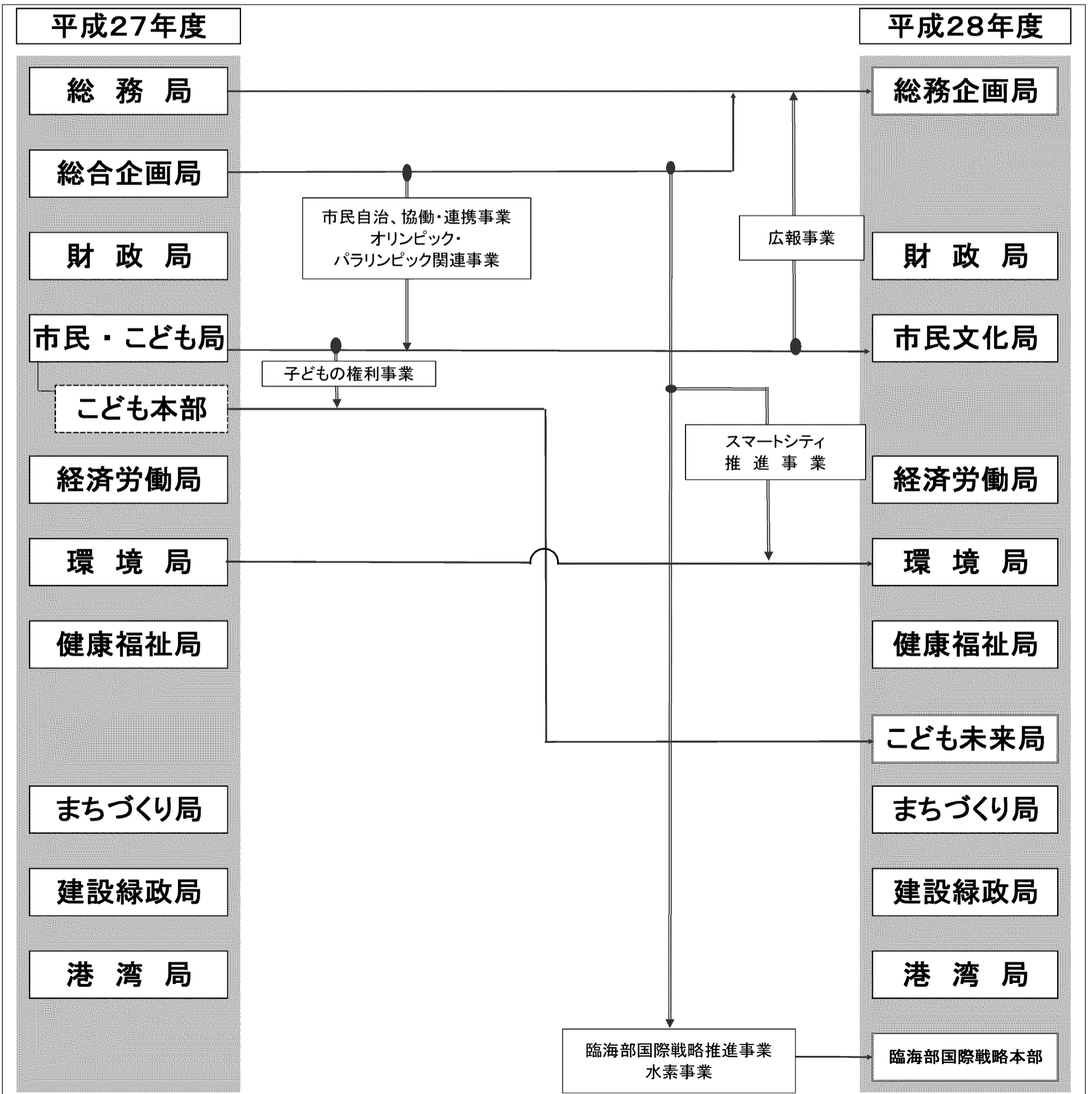
平成27年11月24日

総 務 局

平成28年度 局再編の概要

| 組織名 | 基本的な考え方 |
|-----------------------|---|
| 総務企画局 (参考資料P1) | 市民ニーズを把握し、的確かつ迅速に対応するため、広報及び広聴機能の一体化を図るとともに、政策形成に向けた企画及び調整の推進体制を一元化するなど、新たな総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進に向け、効率的・効果的な執行体制を整備するため、総務局と総合企画局の一部を統合再編し、総務企画局を設置します。 |
| 市民文化局 (参考資料P2) | 多様な主体との協働・連携、市民参加の取組をより一層効率的・効果的に推進し、区役所改革の推進と一体的に事業を推進するための体制を構築します。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツ・文化芸術活動や地域資源を活用し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、市民・子ども局を再編し、市民文化局を設置します。 |
| 子ども未来局 (参考資料P3) | 子育てをめぐる市民ニーズの多様化に対応し、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりを推進するとともに、組織の責任体制を明確化するため、市民・子ども局子ども本部を再編し、子ども未来局を設置します。 |
| 臨海部国際戦略本部 (参考資料P3) | 力強い産業都市を支える臨海部を機動的かつ戦略的にマネジメントし、持続的発展を図るとともに、キングスカイフロントを中心として日本経済をけん引する国際戦略拠点の形成の推進に向けて、迅速かつ機動的に取り組むため、局相当の組織として臨海部国際戦略本部を設置します。 |

〔組織比較図〕



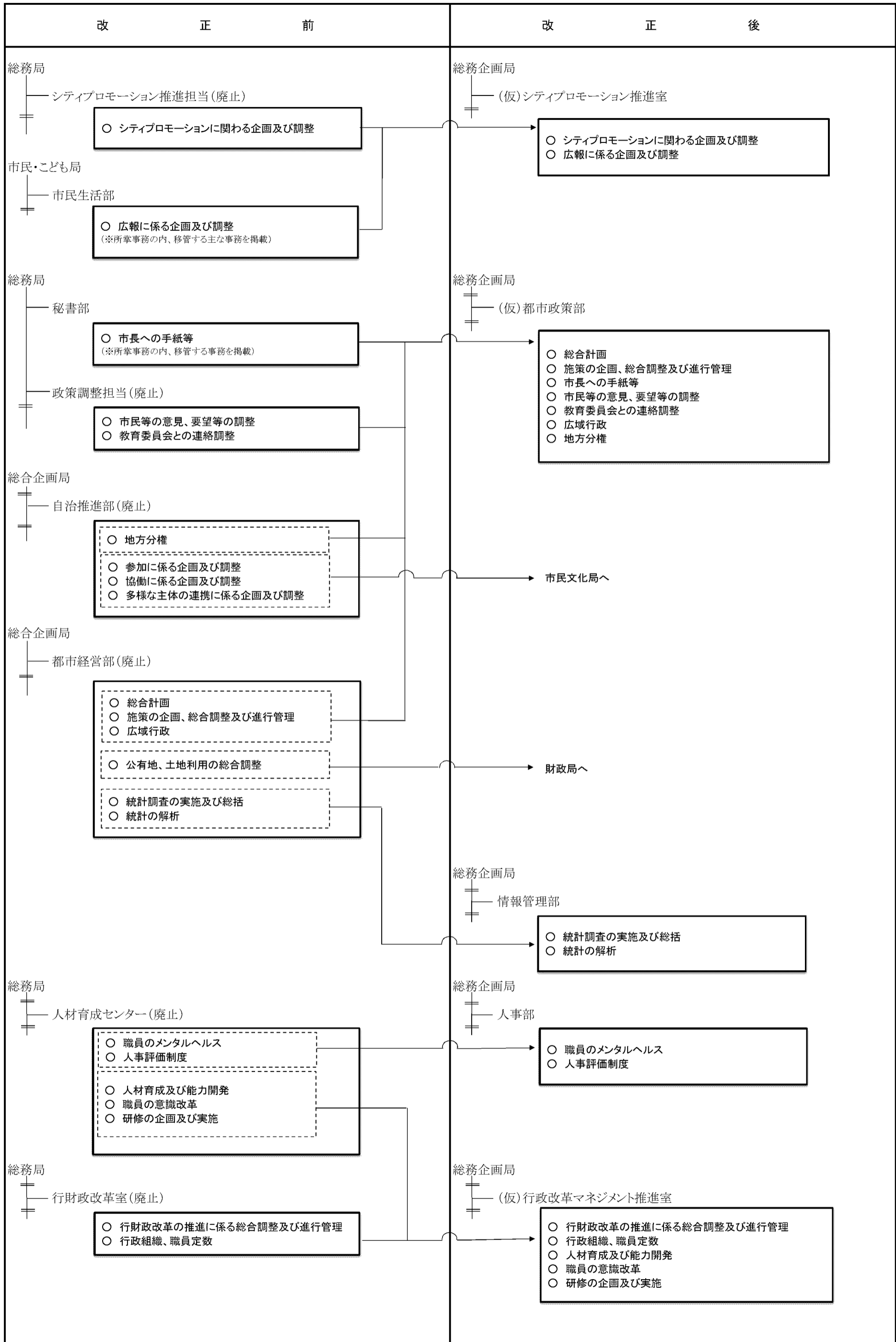
川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市事務分掌条例 昭和38年 8 月26日 条例第32号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び本部を置く。</p> <p><u>総務企画局</u></p> <p>(1) 秘書及び渉外に関する事。 (2) <u>広報及び広聴に関する事。</u> (3) <u>市の総合企画に関する事。</u> (4) <u>市政の調査及び調整に関する事。</u> (5) <u>議会及び市の行政一般に関する事。</u> (6) <u>行政管理及び電子計算組織に関する事。</u> (7) <u>人事管理に関する事。</u> (8) <u>危機管理に関する事。</u> (9) <u>その他の他の主管に属しない事。</u></p> <p><削除></p> <p>財政局</p> <p>(1) 市の予算、市税その他財政に関する事。 (2) 管財及び用度に関する事。</p> <p>市民文化局</p> <p>(1) 市民の生活に関する事。 <削除> (2) <u>スポーツに関する事。</u> (3) <u>文化に関する事。</u> <削除></p> <p>経済労働局</p> <p>(1) 産業経済に関する事。 (2) 労政に関する事。 (3) 競輪事業に関する事。</p> <p>環境局</p> <p>(1) 環境の保全に関する事。 (2) 公害対策に関する事。 (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関する事。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事。 (2) 社会福祉に関する事。 (3) 社会保障に関する事。</p> <p><u>子ども未来局</u></p> <p>(1) <u>子ども及び青少年の育成に関する事。</u></p> <p>まちづくり局</p> <p>(1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関する事。 (2) 住宅及び営繕に関する事。 (3) 建築に関する事。</p> | <p>○川崎市事務分掌条例 昭和38年 8 月26日 条例第32号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p><u>総務局</u></p> <p>(1) 秘書及び渉外に関する事。 (2) 広聴に関する事。 <新設> <新設> (3) <u>議会及び市の行政一般に関する事。</u> (4) <u>行政管理及び電子計算組織に関する事。</u> (5) <u>人事管理に関する事。</u> (6) <u>危機管理に関する事。</u> (7) <u>その他の他の主管に属しない事。</u></p> <p><u>総合企画局</u></p> <p>(1) <u>市の総合企画に関する事。</u> (2) <u>市政の調査及び調整に関する事。</u></p> <p>財政局</p> <p>(1) 市の予算、市税その他財政に関する事。 (2) 管財及び用度に関する事。</p> <p>市民・こども局</p> <p>(1) 市民の生活に関する事。 (2) <u>広報に関する事。</u> (3) <u>スポーツに関する事。</u> (4) <u>文化に関する事。</u> (5) <u>子ども及び青少年の育成に関する事。</u></p> <p>経済労働局</p> <p>(1) 産業経済に関する事。 (2) 労政に関する事。 (3) 競輪事業に関する事。</p> <p>環境局</p> <p>(1) 環境の保全に関する事。 (2) 公害対策に関する事。 (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関する事。</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事。 (2) 社会福祉に関する事。 (3) 社会保障に関する事。</p> <p><新設></p> <p>まちづくり局</p> <p>(1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関する事。 (2) 住宅及び営繕に関する事。 (3) 建築に関する事。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>建設緑政局 (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関する事。 (2) 道路、河川その他土木に関する事。 (3) 用地に関する事。</p> <p>港湾局 (1) 港湾に関する事。</p> <p><u>臨海部国際戦略本部</u> (1) <u>臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関する事。</u></p> <p><u><削除></u></p> <p><u>第2条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> | <p>建設緑政局 (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関する事。 (2) 道路、河川その他土木に関する事。 (3) 用地に関する事。</p> <p>港湾局 (1) 港湾に関する事。</p> <p><u><新設></u></p> <p><u>第2条</u> 市長は、重要な行政課題に対応すること等のため、必要により本部 <u>を置くことができる。</u></p> <p><u>第3条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> |

主な組織整備について(局再編関係)

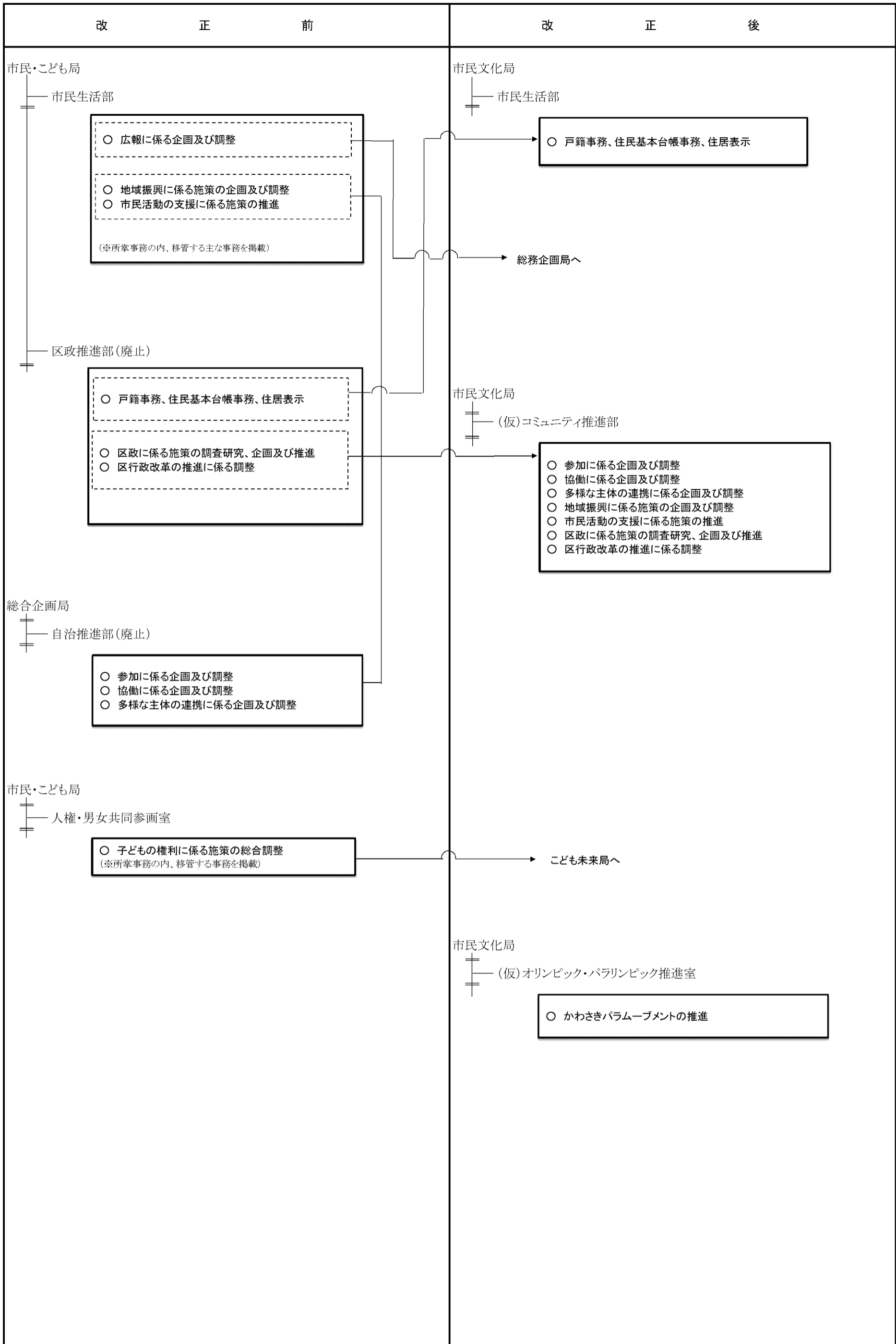
[参考資料]



※ 事務内容については、主な所掌事務又は移管する主な事務を記載しております。

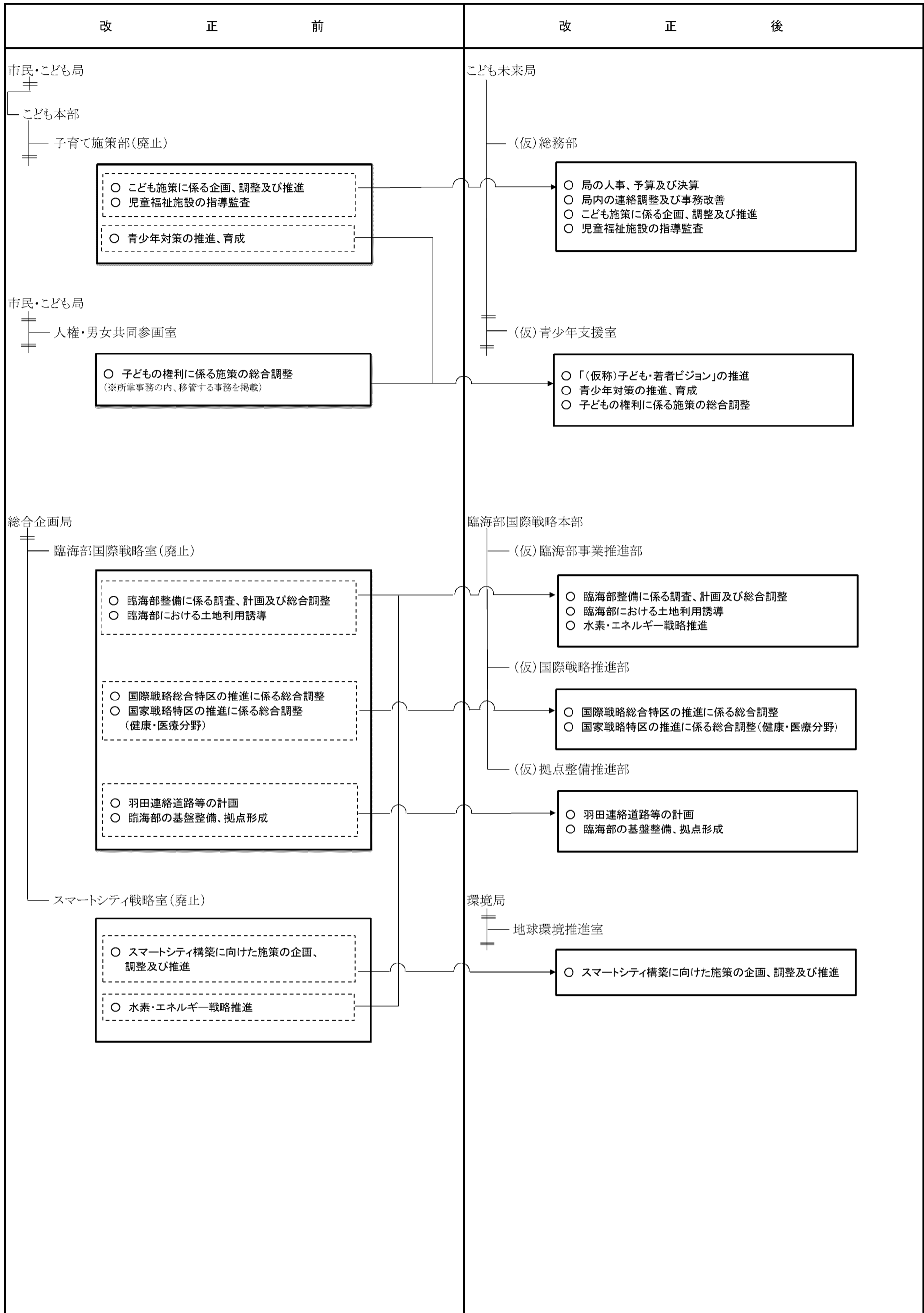
主な組織整備について(局再編関係)

[参考資料]



主な組織整備について(局再編関係)

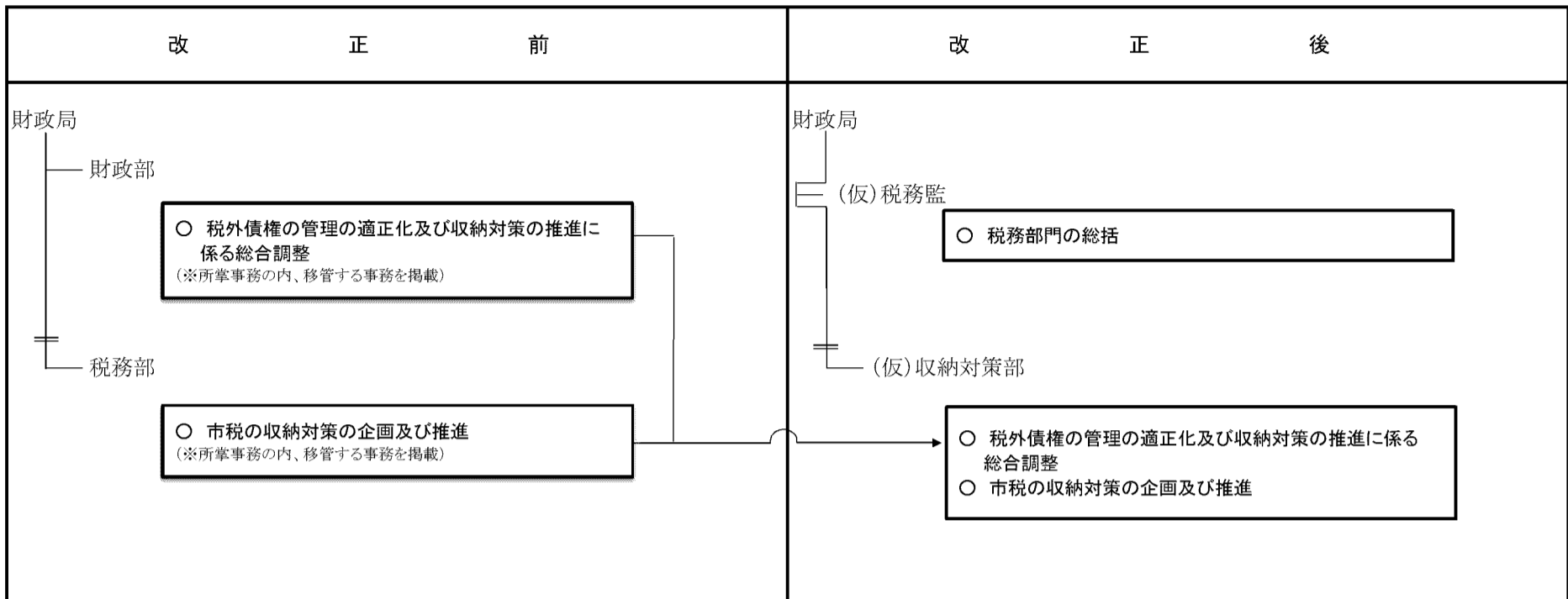
[参考資料]



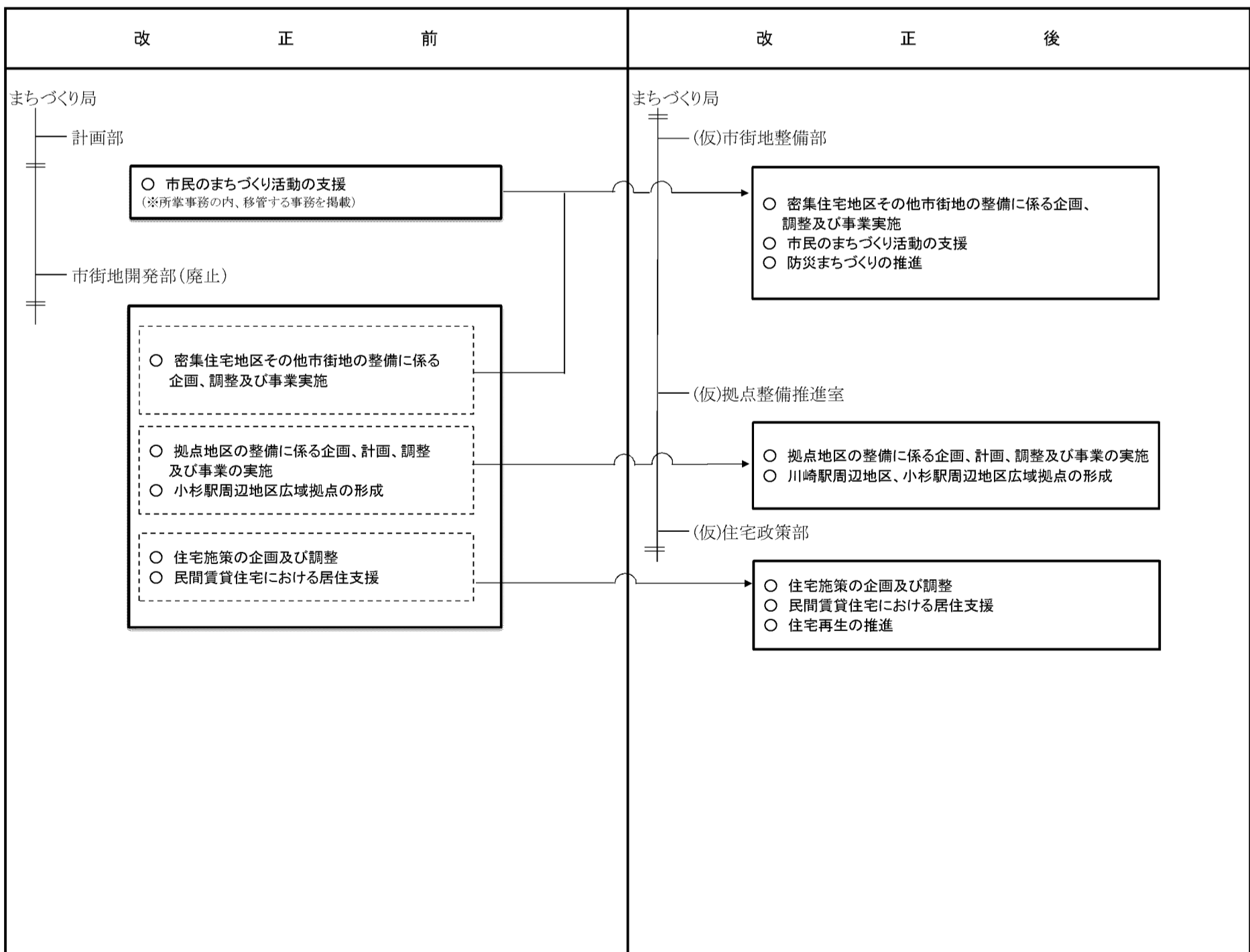
主な組織整備について(その他組織整備)

[参考資料]

- 更なる収入率の向上を目指し市税及び税外債権収入確保対策の強化を図る中で、税務部門全体の統括を行い適正・公平な税務行政の推進を牽引する(仮)税務監を設置します。
- (仮)税務監の総括のもと、市税の債権確保策の強化を推進するとともに、税外債権の収納対策推進に係る総合調整を実施する組織として新たに(仮)収納対策部を設置します。



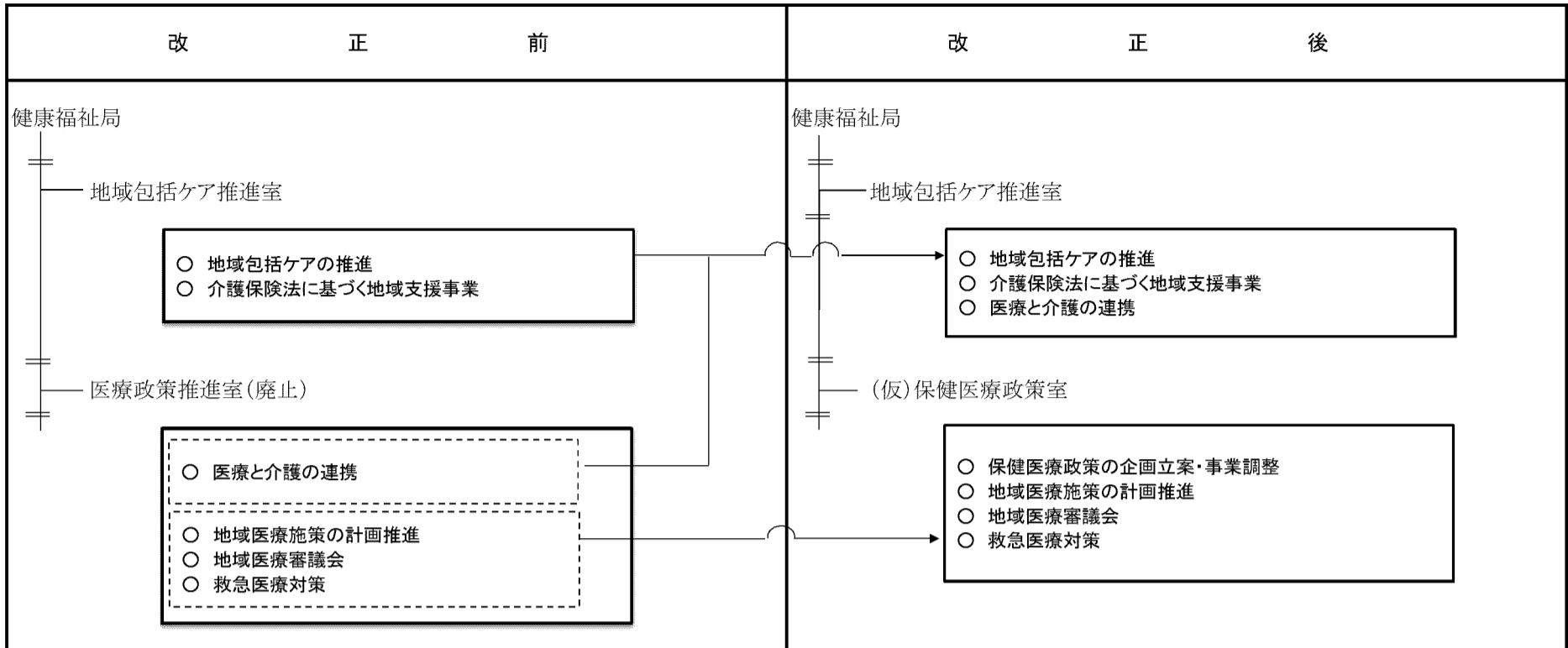
- 身近な地域が連携した生活行動圏域づくりの充実を図り、持続可能なまちづくりの推進や、「防災都市づくり基本計画」に基づき、地域防災力の向上を目指し、重点密集市街地の改善や、地域が主体となって取り組む防災ルール等の策定など、地域の主体的な防災まちづくりを一体的に推進するため、(仮)市街地整備部を設置します。
- 土地利用の適切な誘導を図る必要がある川崎駅周辺など、広域拠点を中心とした広域調和型のまちづくりを更に推進するため、(仮)拠点整備推進室を設置します。
- 高齢者をはじめとする市民の住まい・住まい方が多様化していることから、住宅の質の向上や既存住宅ストックの再生・利活用など、社会経済状況の変化や市民ニーズに適切に対応する住宅政策に取り組むため、(仮)住宅政策部を設置します。



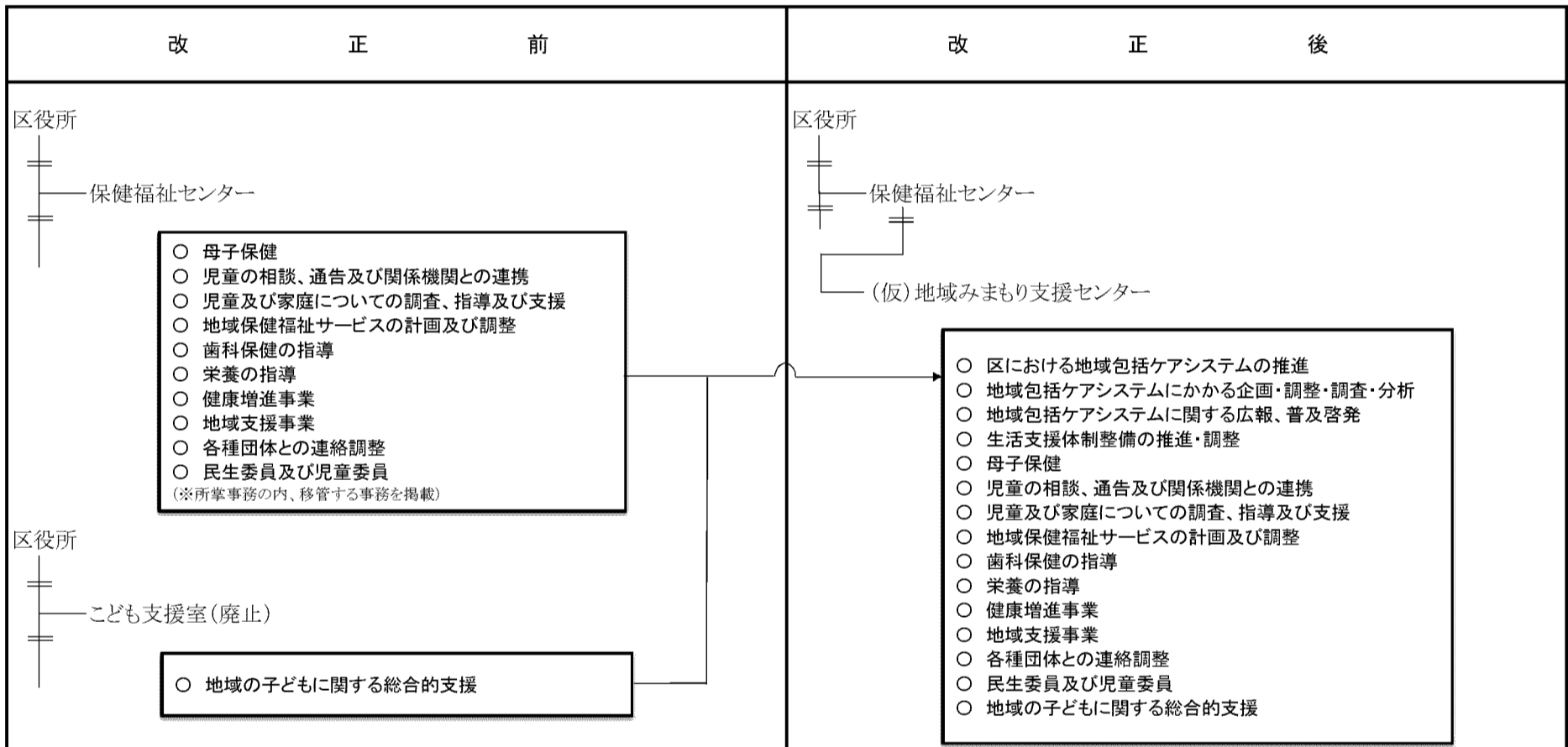
主な組織整備について(その他組織整備)

[参考資料]

○ 保健医療を取り巻く政策課題が複雑・多様化してきていることを踏まえ、保健と医療の分野横断的な施策の企画立案・事業調整を行うため、医療政策推進室を廃止し、(仮)保健医療政策室を設置します。



○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域内の多様な主体との顔の見える関係を築きながら、保健・医療・福祉に関する地域課題を、多様な主体や専門的支援機能等と情報共有し、課題解決に向けた対応を図ることや、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントを実施するために、保健福祉センター内に(仮)地域みまもり支援センターを設置します。



○ 区域を越える新型インフルエンザや大規模食中毒等の健康危機事案の発生時に、迅速かつ的確な全市的な対応が可能となるよう、指揮命令系統を一元化するため、健康安全部を廃止して(仮)保健所を設置し、1保健所・7支所体制とします。
 ○ 保健福祉センターにおいては、保健所として位置づけられている業務については保健所支所としての位置づけに改めますが、現行の業務については、原則としてこれまで通り実施します。

